



国土交通省近畿地方整備局

Kinki Regional Development Bureau

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

近畿地方整備局	配布日時	平成31年 1月22日
		14時00分
資料配布		

(国土交通省・高野町 同時発表)

件名	<p>高野町の歴史的風致維持向上計画を認定</p> <p>～田中国土交通大臣政務官より高野町長に認定証を直接交付します～</p> <p>(近畿地方整備局管内においては12例目)</p>
----	---

概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(通称:歴史まちづくり法)」第5条に基づき、和歌山県高野町の歴史的風致維持向上計画について、1月24日付けで主務大臣(文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣)が認定します。 ○ 当日は、下記のとおり、田中国土交通大臣政務官が、主務大臣連名の認定証を高野町長に対して直接交付します。 ○ 近畿地方整備局管内では、これまで11市町が認定を受けているところですが、今回高野町が加わることにより12市町となります。 <p>◆ 日時 平成31年1月24日(木) 14:00～</p> <p>◆ 場所 田中国土交通大臣政務官室 (千代田区霞が関2-1-3 中央合同庁舎3号館4階)</p>
----	--

取扱い	_____
-----	-------

配布場所	近畿建設記者クラブ 大手前記者クラブ
------	--------------------

問合せ先	<p>(別紙についての問合せ先)</p> <p>近畿地方整備局建政部計画管理課 <small>いしかわ おおぎり</small> 石川・大桐 TEL:06-6942-1051(直通)</p> <p>(認定式・計画内容等の連絡先)</p> <p>国土交通省都市局公園緑地・景観課 <small>とみどころ くどう</small> 富所・工藤 TEL:03-5253-8954(直通)</p> <p>文化庁文化資源活用課 <small>たなか ひぐち</small> 田中・樋口 TEL:03-6734-4760(直通)</p> <p>農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課 <small>くぼ せいとう</small> 久保・清藤 TEL:03-3502-6004(直通)</p>
------	--

歴史的風致維持向上計画とは

「歴史まちづくり法」は、地域の歴史的な風情、情緒を活かしたまちづくりを支援すべく平成20年5月に公布され、同年11月に施行されました。

この法律は、我が国固有の歴史的建造物や伝統的な人々の活動からなる歴史的風致について、市町村が作成した歴史的風致維持向上計画を国が認定することで、法律上の特例や各種事業により市町村の歴史まちづくりを支援するものです。

近畿地方整備局では、高野町の歴史的風致維持向上計画に基づく各種の取組（歴史的建造物の保存修理・道路の無電柱化等）に対し、社会資本整備総合交付金等を用いた支援を行ってまいります。

高野町歴史的風致維持向上計画の概要

国宝「^{こんごうぶじ}金剛峯寺不動堂」や国指定史跡「^{こうやさんけいみち}高野参詣道」及びこれらの周辺地域と、空海の誕生を祝う「^{しゅうそごうだんえ}宗祖降誕会（青葉まつり）」、高野参詣者へのもてなしや道普請、高野山を鎮護する地主明神である高野明神を祭る「^{みょうじんしゃ}明神社秋季大祭」といった祭礼行事等からなる歴史的風致の維持向上を図るため、^{きんりんとう}金輪塔等の歴史的建造物の保存修理、明神社秋季大祭のルートとなる道路の無電柱化、参詣道の修繕、伝統行事で使用する用具の修理費や後継者育成に係る支援等が位置づけられています。



【宗祖降誕会（青葉まつり）】

近畿地方整備局管内における認定都市

近畿地方整備局管内では、これまで11市町が歴史的風致維持向上計画の認定を受けており、今回の高野町の認定により12市町となります（全国では72市町）。

- 彦根市 平成21年 1月認定（中山道と宿場町・城下町の伝統等）
- 京都市 平成21年11月認定（暮らしに息づくハレとケのまち京都等）
- 長浜市 平成22年 2月認定（長浜曳山祭・大通寺とその門前町等）
- 宇治市 平成24年 3月認定（離宮祭「宇治神社と宇治上神社の祭礼」等）
- 堺市 平成25年11月認定（百舌古墳群周辺・環濠都市区域等）
- 斑鳩町 平成26年 2月認定（法隆寺を舞台とした「鬼追式」・「お会式」等）
- 向日市 平成27年 2月認定（向日神社と各種祭礼・史跡長岡宮跡と大極殿祭等）
- 奈良市 平成27年 2月認定（古都奈良を代表する祭礼・行事等）
- 湯浅町 平成28年 3月認定（醤油・金山寺味噌醸造の伝統が薫る町並み等）
- 広川町 平成28年10月認定（稲むらの火の伝承活動・広八幡神社の祭礼等）
- 和歌山市 平成30年 3月認定（和歌の浦・紀州東照宮例大祭「和歌祭」等）

（認定順・カッコ内は代表的な歴史的風致を抜粋）

高野町は、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の霊場である高野山がある町である。弘法大師空海によって紀伊山地に真言密教の修行の場として開かれた高野山では、その地理的環境から独特な活動等が継承されている。中世の権門に端を発し、庶民にまで広く浸透した「高野参詣」、山深い紀伊山地のため自生する「高野槭を供花」する独特な風習、僧侶中心の宗教儀礼から住民主体の祝祭・祭礼に発展した「宗相降誕会（青葉まつり）」、「萬燈会から連綿と続く「燈明信仰」、神仏習合の姿を残す祭礼である「明神社秋季大祭」、女人禁制であった高野山を支えてきた「周辺の集落の祭礼」など、高野町固有の歴史的風致が形成されている。



1. 高野参詣にみる歴史的風致

高野参詣の関連遺産に拝礼しながら参詣する姿や道普請等の地域の人々のもてなしは、今も大師信仰によって支えられているものが大きい。遠くから高野山を目指してくる人々の想いと地域の人々のもてなしの心が、歴史的遺産の風景と重なり合い、高野町独特の歴史的風致を形づくり、これからも継承されていく。



町石道を歩く参詣者

2. 高野槭供花にみる歴史的風致

高野槭は、その名からも想像されるように、高野山と非常に関係の深い植物である。高野山では、古来より高野槭は霊木として保護育成されてきた。高野山を中心とした地域では、多くの歴史的建造物や石造物に高野槭が供花され、集落の周辺には整った模様が広がり、町中では参詣土産に高野槭を求め参詣者と販売する住民の姿がみられる。このような真言密教の根本道場である高野山と高野槭の関係により形成された独特の景観は、後世に伝えていくべき歴史的風致である。



高野槭を供える姿



3. 宗相降誕会（青葉まつり）にみる歴史的風致

「宗相降誕会」という宗教儀礼を軸とする「青葉まつり」は聖俗を問わない地域住民が一体となって、まさに高野山全山を挙げて行われる祝祭・祭礼である。町中を練り歩く「花御堂渡御」は、高野山の歴史を表す貴重な民俗であると共に、その聖俗一体となった視覚的な景観は、後世に伝えるべき貴重な歴史的風致である。



青葉まつり

5. 明神社秋季大祭にみる歴史的風致

明神社秋季大祭は、高野山上の主要な歴史的建造物を網羅するように神輿が渡御するもので、真言密教の根本道場として現在まで守り伝えてきた社寺とそこで修行する僧侶、生活する住民が一体となって行なわれる祭礼は、後世に伝えていくべきものであり、高野町を代表する歴史的風致である。



明神社秋季大祭

4. 燈明信仰にみる歴史的風致

燈明信仰は、燈火を用いた宗教儀礼である「萬燈会」に始まり、「先祖供養」として発展し、庶民にまで浸透していくことで、「火」にまつる信仰の歴史が受け継がれ、現在、「ろうそく祭り」という形で山上を幻想的に彩っている。人々の手による灯火を用いて照らし出される景観は、今や奥の院だけでなくまちなかにも広がりを見せ、高野山の特色を顕著に表す歴史的風致である。



ろうそく祭り

6. 高野山を取り巻く周辺集落の祭礼にみる歴史的風致

高野山を取り巻く周辺集落の祭礼のうち、富貴の秋祭り、江戸時代に熊野へ向かう街道筋の宿場町として栄えた富貴の姿を偲ばせるものである。花坂の鬼おみは、高野参詣の宿場町として栄えた花坂の賑わいを残しつつ、地域の人がお互いの祭りである。深め、子どもたちにとっても、ふるさとの記憶となっていく祭りである。細川の傘鉾祭りは、農村ならではの雨乞いや疫病除けを祈り、地域で伝承を守って連綿と続けられている。筒香の秋祭りは、地域のつながりを保ちながら、村人どうしの結びつきを強くしてきたものである。このように高野山を取り巻く周辺集落の祭礼は、それぞれの地区により祭りの形態は違うが、各集落独特の祭りの文化を保ちながら、人々の結びつきを強くしてきたものである。高野山と各地域の祭りの中で続けられてきた祭りの景観は、後世に伝えていくべき歴史的風致である。



神輿渡御（高貴）

高野町の重点区域における事業の概要

重点区域の名称：高野山歴史的風致維持向上重点区域
面積：約707ha

本町に所在する文化財の多くが集積し、かつほとんどの歴史的風致が展開されている高野山地区内部で設定する重点区域において、史跡金剛寺境内等の歴史的建造物の保存・活用、まちなみ等景観形成、歩行環境の整備、回遊性の向上、伝統行事等の継承及び活性化に取り組む。重点区域での取組は、その他の歴史的風致の維持向上にも効果が波及し、歴史的風致への関心を高め、歴史的建造物の保存・活用や伝統行事の継承活性化を進めることにつながり、本町全体において歴史と伝統が暮らしの中に息づくまちづくりを目指す。

⑤公園整備事業

金輪公園周辺には金剛寺徳川家霊台や多くの歴史的建造物がある。周遊者や地域住民が利用できる休憩所などを兼ね近隣の修景にも考慮した公園整備を推進することにより、歴史文化を生かした景観の向上を図る。



金輪公園

⑥歴史的風致形成建造物保存整備事業

重点区域内に点在する寺院や堂塔等の歴史的建造物について、保存活用を図るため、歴史的風致形成建造物に指定し、修繕や耐震・防災対策等を行う。金輪公園の整備に合わせ、公園内にある金輪塔の整備を図る。



金輪塔と金輪公園

⑬観光案内標識の充実整備事業（統一化）

文化財等の歴史資産や歴史的なまちなみ等について、多言語解説及び二次元コード付の案内板や標識を整備することにより、外国人観光客等へ効果的な情報発信を図る。



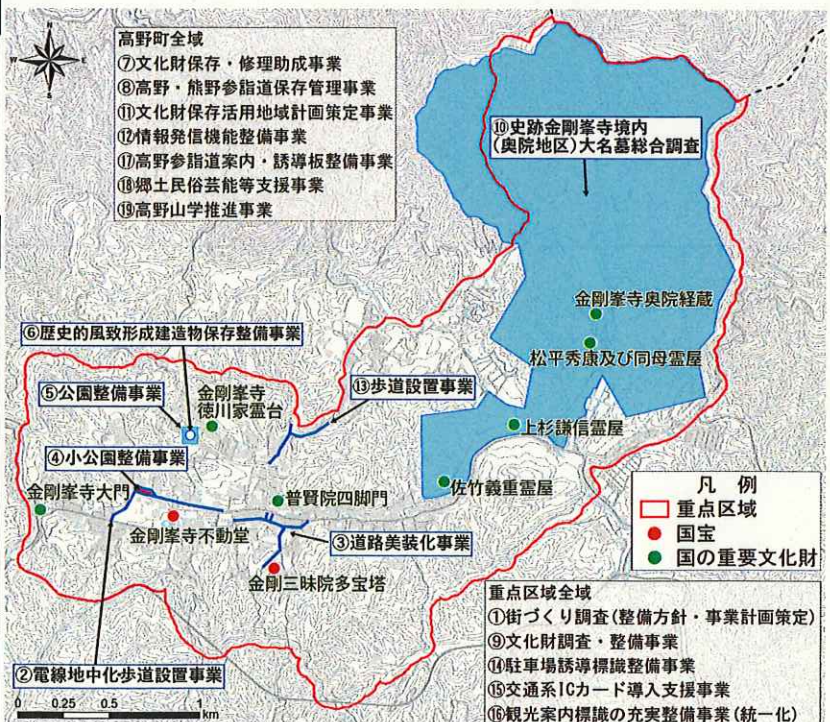
観光案内板イメージ

⑱高野山学推進事業

弘法大師空海が開創して以来、歴史と文化によって育まれた「高野山」を歴史、思想、芸術、信仰、自然、政治、建築等の様々な視点から体系的に学び、再発見する機会を提供する。



高野山学基本講座の様子



凡例
重点区域 (Red outline)
国宝 (Red dot)
国の重要文化財 (Green dot)

- 重点区域全域
①街づくり調査(整備方針・事業計画策定)
②文化財調査・整備事業
③駐車場誘導標識整備事業
④交通系ICカード導入支援事業
⑤観光案内標識の充実整備事業(統一化)

同時発表

文部科学省、農林水産省、近畿
地方整備局、九州地方整備局、
高野町、基山町

平成31年1月22日
都市局公園緑地・景観課

和歌山県高野町・佐賀県基山町の歴史的風致維持向上計画を認定 ～田中政務官より各町長に認定証を直接交付します～

歴史まちづくり法第5条に基づき、高野町、基山町の歴史的風致維持向上計画について、1月24日付けで主務大臣（文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣）が認定します。当日は、田中国土交通大臣政務官が、主務大臣連名の認定証を各町長に対して直接交付します。

今回の認定により、当該計画の認定都市数は、72市町となります。（詳細は別紙参照）



【高野町】宗祖降誕会（青葉まつり）



【基山町】大興善寺つつじまつり

【認定式】

- 日時 平成31年1月24日（木）14：00～
- 場所 田中国土交通大臣政務官室
（千代田区霞が関2-1-3 中央合同庁舎3号館4階）

* 報道関係者に限り取材ができます。取材及びカメラ撮りについては、冒頭より認定証の手交までとなります。認定式終了後、各町長へのぶら下がり取材が可能です。

* 取材をご希望の方は、13：45までに4階エレベーターホールにお集まりください。

* 国会審議等の状況により、開催時間が変更となる場合があります。

【問い合わせ先】

- 国土交通省 都市局 公園緑地・景観課
景観・歴史文化環境整備室 富所、工藤
TEL：03(5253)8111(内線 32983, 32986) 03(5253)8954(直通)
FAX：03-5253-1593
- 文化庁 文化資源活用課 田中、樋口
TEL：03(5253)4111(内線 2860, 2738) 03(6734)4760(直通)
- 農林水産省 農村振興局 農村政策部 農村計画課 久保、清藤
TEL：03(3502)8111(内線 5534) 03(3502)6004(直通)

歴史的風致維持向上計画の認定について

平成 3 1 年 1 月
国土交通省・文部科学省・農林水産省

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（通称：歴史まちづくり法）」は、地域の歴史的な風情、情緒を活かしたまちづくりを支援すべく平成20年5月に公布され、同年11月に施行されました。

この法律は、我が国固有の歴史的建造物や伝統的な人々の活動からなる歴史的風致について、市町村が作成した歴史的風致維持向上計画を国が認定することで、法律上の特例や各種事業により市町村の歴史まちづくりを支援するものであり、これまで金沢市、高山市等70市町の計画を認定しています。

このたび、和歌山県高野町、佐賀県基山町の歴史的風致維持向上計画を1月24日に認定し、認定都市数は72市町となります。なお、今回認定を受ける各町の歴史的風致維持向上計画については、国土交通省、文化庁及び各町のホームページに公開されます。

・国土交通省 HP :

http://www.mlit.go.jp/toshi/rekimachi/toshi_history_tk_000010.html

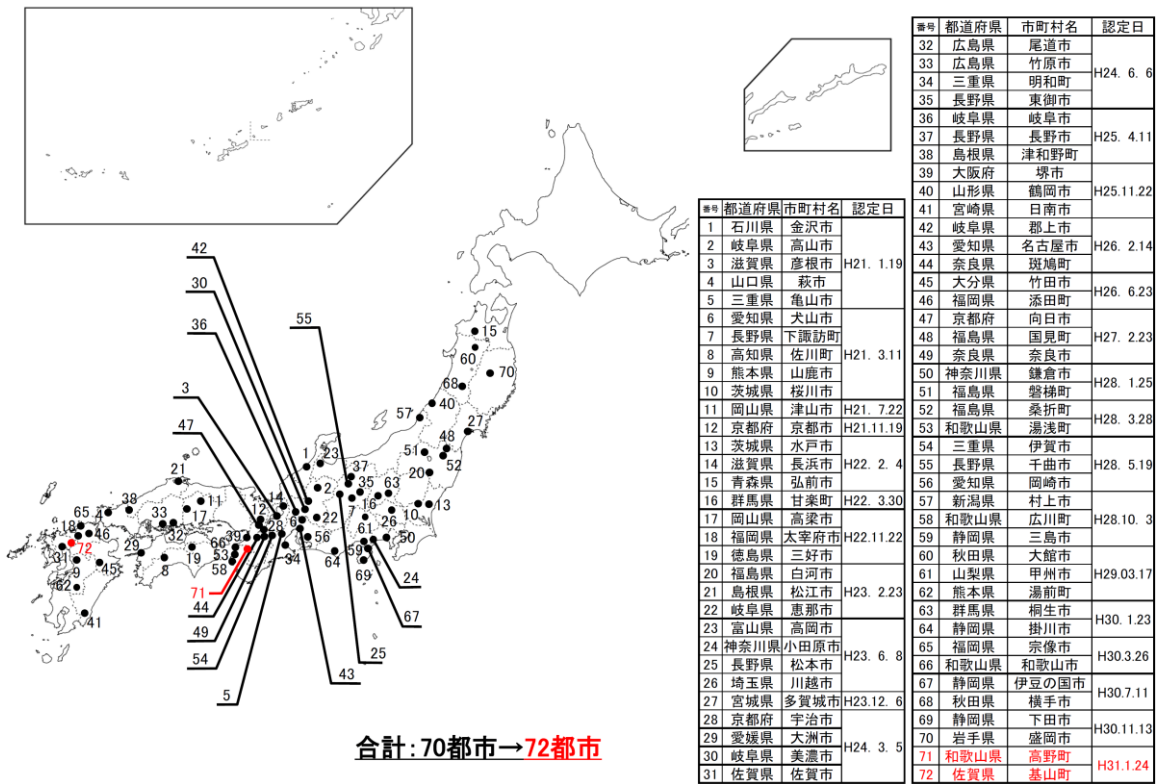


図 歴史的風致維持向上計画の認定状況

■各都市の歴史的風致維持向上計画の概要

○高野町 歴史的風致維持向上計画（和歌山県高野町 認定申請日 H30. 12. 14）

国宝「^{こんごうぶじ}金剛峯寺不動堂」や国指定史跡「^{こうや}高野参詣道」及びこれらの周辺地域と、空海の誕生を祝う「^{しゅうそごうたんえ}宗祖降誕会（青葉まつり）」、高野参詣者へのもてなしや道普請、高野山を鎮護する地主明神である高野明神を祭る「^{みょうじんしゃ}明神社秋季大祭」といった祭礼行事等からなる歴史的風致の維持向上を図るため、^{きんりんとう}金輪塔等の歴史的建造物の保存修理、明神社秋季大祭のルートとなる道路の無電柱化、参詣道の修繕、伝統行事で使用する用具の修理費や後継者育成に係る支援等が位置づけられています。



【宗祖降誕会（青葉まつり）】

○基山町 歴史的風致維持向上計画（佐賀県基山町 認定申請日 H30. 12. 17）

国指定史跡「^{きいじょうあと}基肄城跡」及びその周辺地域と、基肄城に係る^{だいこうぜんじ}顕彰活動や大興善寺つつじまつり、^{みゆきまつり}農耕祭事である御神幸祭や霊場札所を巡るどろどろまいりといった伝統行事等からなる歴史的風致の維持向上を図るため、基肄城跡の顕彰に関わる建造物や大興善寺の保存修理、御神幸祭の催行ルートとなっている道路の美装化、伝統行事で使用する用具の修理費や後継者育成に係る支援に関する事業等が位置づけられています。



【大興善寺つつじまつり】

■「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（通称：歴史まちづくり法）」第5条（抜粋）

第5条 市町村は、歴史的風致維持向上基本方針に基づき、当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び向上に関する計画（以下「歴史的風致維持向上計画」という。）を作成し、主務大臣の認定を申請することができる。

2～7 （略）

8 主務大臣は、第一項の規定による認定の申請があった歴史的風致維持向上計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一 歴史的風致維持向上基本方針に適合するものであること。

二 当該歴史的風致維持向上計画の実施が当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び向上に寄与するものであると認められること。

三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

9～11 （略）



① 社会資本整備総合交付金
(街なみ環境整備事業)

- 公共施設の整備や修景施設の整備、電線の地中化等、良好な街なみの維持・再生を支援
- 歴史的風致形成建造物の買取、移設、修理・復原を補助対象に追加

② 社会資本整備総合交付金
(都市公園等事業)

- 地域活性化の核となる貴重な歴史的資産の保存・活用に資する都市公園の整備を支援
- 古墳、城跡等の遺跡やこれらを復原したもので歴史上価値が高いものを補助対象に追加

③ 社会資本整備総合交付金
(都市再生整備計画事業)

- 地域の歴史・文化等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを総合的に支援
- 交付率の上限を40%→45%へ嵩上げ、土塁・堀跡の整備を基幹事業に追加

④ 歴史的風致活用国際観光支援事業

- 広域観光周遊ルートを形成する歴まち計画認定都市における受入環境整備を総合的に支援
- 案内板等の多言語化、体験プログラム開発、観光案内所等の機能向上などが補助対象

● コアとなる国指定文化財等
歴史的風致形成建造物

城址(国指定史跡)
城郭(重要文化財)

大名庭園
(国指定史跡)

重点区域